第２７回串間市農業委員会総会

日　　時　　平成２８年８月３１日
会　　場　　串間市役所３階大会議室
出席委員　　２０名

１番（会長）	川﨑　善昭	９番	日髙　善次	１６番	島田　俊満
２番（会長代理）	井手　重則	１０番	瀬治山　満弘	１７番	金川　勇次
３番	安田　敬司	１１番	鈴木　信	１８番	福田　孝義
５番	内田　政秀	１２番	渡邉　豊雄	１９番	野邊　秀男
６番	欠　員	１３番	谷口　利則	２０番	山下　貴義
７番	塔尾　秀雄	１４番	野邊　俊博	２１番	鳴海　正文
８番	瀬治山秋美	１５番	吉田　友子	２２番	岩下　哲見

欠席委員　　０名

議事録署名委員　　１０番　瀬治山　満弘　　１７番　金川　勇次

議事日程

第１	報告（申請取下）	農地法第５条の規定による許可申請書の取下げ報告について
第２	議案第１６７号	農地法第３条の規定による許可申請について
第３	議案第１６８号	農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について
第４	議案第１６９号	農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について
第５	議案第１７０号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第６	議案第１７１号	農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

会　長　　それでは、ただいまから第２７回農業委員会総会を開催致します。本日の出席委員は２０名でございます。

議事録署名委員の指名

会　長　　本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、１０番　瀬治山　満弘　委員、１７番　金川　勇次　委員にお願いします。

会　長　　ただちに議案審議に入ります。

報告：農地法第５条の規定のよる許可申請書の取下について

会　長　　まず、報告、農地法第５条許可申請書の取下げがありますので、事務局より報告させます。

事務局　　農地法第５条の規定による許可申請書の取下げについて報告します。
今回の取下の案件につきましては、平成２８年６月総会に、農地法第５条の規定による許可申請について、許可相当とし県へ進達しておりましたが、平成２８年８月１０日付で取下げ願書の提出があり、受理いたしました。
取下げの理由につきましては、譲受会社は甘藷貯蔵庫を建設予定でありましたが、今後の海外展開のために、急遽「グローバルギャップ」の認証を受けることになり、基準に適合させるためには貯蔵庫から出荷場までをライン化する必要があり、今回の申請地への貯蔵庫建設を取りやめ、計画変更を行うため許可書の返上に至っております。
グローバルギャップとは、農作物の安全管理や衛生面など、チェック項目が具体的に定められたもので、認定を受けるためには検査員による厳しいチェックが行われます。そのため、取得すれば、世界で幅広く認知されているため、海外での取引の際に有利になるというものであります。
また、申請地は、議案第１７０号、農地法第５条の受付番号６番で資材置場として申請をされていることを申し添えます。

会　長　　報告はお聞きのとおりであります。

議案第１６７号：農地法第３条の規定による許可申請について

会　長	次に、議案第１６７号は、農地法第３条の規定による許可申請について、であります。議案第１６７号、受付番号１番から２番の２件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
会　長	
事務局	議案第１６７号、農地法第３条の規定による許可申請は、受付番号１番と２番の所有権移転に関する２件であります。事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、 「第１号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合 「第３号」　今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること 「第４号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合 「第５号」　権利取得を含めた経営農地が、５０アールに達しない場合 「第６号」　今回の申請農地を、転貸しようとする場合 「第７号」　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、であります。 今回の許可申請受付番号１番と２番の２件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただいまの説明に関連して、福島地区委員会より受付番号１番から２番の２件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。
１１番	議案第１６７号、農地法第３条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番と２番の２件であります。 受付番号１番につきましては、受人名義になっているものと思っていた申請地が渡人名義になっており、地積調査で発覚したため、今回申請するものです。受人世帯は、甘藷１００ａ、水稲２０ａ、飼料２０ａを経営されており、農業従事状況についても本人が２００日、妻が１８０日の従事があり、労働力、機械保有、技術面

１１番	においても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。申請地には飼料を作付し、畜産農家に供給するとのことでありますが、周辺は飼料、甘藷が作付されている地域で、作物の違いによる農薬散布等の影響はないと思われます。 受付番号２番につきましては、祖母から孫への贈与であります。申請地には今後もマンゴーを作付けするものであり、周辺は水稲地帯でありますが、マンゴーが施設栽培であるため、農薬散布等の影響はないものと思われます。受人世帯は、マンゴーを５０ａ、水稲を１８０ａ経営しており、農業従事状況についても本人と妻が３００日、祖母が３００日の従事があり、労働力、機械保有、技術面において問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番と２番の２件について慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており何も問題ありません。本会議でのご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。 これより、議案第１６７号、受付番号１番から２番の２件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１６７号、受付番号１番から２番の２件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１６７号、受付番号１番から２番の２件は、許可することに決定します。
	議案第１６８号：農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について
会　長	次に、議案第１６８号は、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。 それでは、議案第１６８号、受付番号１番から２番の２件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局	議案第１６８号、農地法第４条の規定による許可申請は受付番号１番と２番の２件であります。農地法第４条第６項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認られない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番の１件の申請地農地区分は、農地法第４条第６項１号イにあります、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法第８条第１項第１号に規定されている、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域「準住居地域」に該当し、「第３種農地」に区分されることから、農地法第４条第６項１号ロにも該当しておりません。 次に、受付番号２番の申請地農地区分は、農地法第４条第６項第１号イにあります、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第４条第６項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番と２番の２件につきましては、農地法第４条第６項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。
１１番	議案第１６８号、農地法第４条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番の１件でございます。

１１番	申請地は受人の住宅敷地内の一部であり、国道からの進入路として利用するため申請するものであります。周囲に農地はなく、雨水処理は地下浸透ですが、周辺地域に土砂流出、その他の災害を発生させる恐れはないと考えます。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番の１件について慎重審議してまいりましたが、農地法第４条の許可要件を満たしており何も問題ありません。本会議でのご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、市木地区委員会から、受付番号２番の１件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
２２番	議案第１６８号､農地法第４条の規定による許可申請について､市木地区は受付番号１番の１件でございます。申請地は山間部の窪地に位置し、生産性が低いことから、今後は杉を植林し山林として管理していくため申請するものであります。隣接する農地はなく、雨水排水については地下浸透及び隣接する水路へ流すため、土砂流出及びその他の災害を発生させる恐れはありません。 以上、市木地区委員会において、受付番号２番の１件について慎重審議してまいりましたが、農地法第４条の許可要件を満たしており何も問題ありません。本会議でのご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりでございます。 これより、議案第１６８号、受付番号１番から２番の２件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１６８号、受付番号１番から２番の２件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１６８号、受付番号１番から２番の２件は許可相当とし、意見を付して県へ進達いたします。
	議案第１６９号：農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について

会　長	次に、議案第１６９号は、農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請についてであります。 それでは、議案第１６９号、受付番号１番の１件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１６９号、農地法第５条の規定よる許可後の事業計画変更申請は、受付番号１番の１件であります。 受付番号１番につきましては、被承継者は当時串間市に居住しており、個人住宅建築目的で転用許可を得ていましたが、市外へ転勤となり、今後も串間に戻る可能性が低いことから建築を断念しておりました。今回、承継者が個人住宅を建築するため、事業計画を変更するものであります。 「農地法関係事務処理要領」により、許可目的を達成することが困難と認められる事案につき、農地法第５１条第１項の規定による許可の取消し等の処分が困難又は不適当と認められる場合には､転用事業者が許可目的を変更するときに、事業計画変更を行わせ、次の承認要件のすべてに該当するときには、これを承認することができるとなっております。 「農地法関係事務処理要領」により、許可目的を達成することが困難と認められる事案につき、農地法第５１条第１項の規定による許可の取消し等の処分が、困難又は不適当と認められる場合には、転用事業者が許可目的を変更するときに事業計画変更を行わせ、次の承認要件のすべてに該当するときには、これを承認することができるとなっております。 その事業計画変更の承認該当要件につきましては、 ａ．許可の取り消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。 ｂ．許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。 ｃ．変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。 ｄ．変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。 ｅ．変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。 ｆ．ａからｅまでに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。

事務局	であり、事務局によります申請書類の審査において、今回の受付番号１番の１件につきましては、事業計画変更承認の該当要件を全て満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。 ただいまの説明に関連して、福島地区委員会から受付番号１番の１件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１１番	議案第１６９号、農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について、福島地区は受付番号１番の１件でございます。被承継者は、当時串間市に居住しており、勤務地も串間市であったが、その後日南市に転勤となり、今後は串間市への転勤の可能性が低いことから住宅の建築を断念したとのことであります。 事業計画変更の承認該当要件にあります、許可取り消しを行った場合、被継承者に売買を行った旧所有者は非農家であることから、農地を効率的に利用することができず、また、被継承人が住宅建築に至らなかった経緯についても、故意及び重大な過失があったとは認められません。そのため、承継者が借家住まいで手狭なことから個人住宅を建築するため、被継承人が元々計画していた住宅建築であるため同程度の事業であるため、問題ありません。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番の１件を慎重審議してきましたが、事業計画変更承認の該当要件を満たしており、変更後の転用事業が農地転用許可基準による許可相当と認められるため、何も問題ありません。本会議でのご審議方宜しくお願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりでございます。 これより、議案第１６９号、受付番号１番の１件について質疑に入ります。質疑はございませんか？ （　なしの声　）
会　長	無いようですので、議案第１６９号、受付番号１番の１件について、承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）

会　長	異議なしということでありますので、議案第１６９号、受付番号１番の１件は、許可相当とし、意見を付して県へ進達いたします。
	議案第１７０号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
会　長	次に、議案第１７０号は、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。それでは、議案第１７０号、受付番号１番から７番の７件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１７０号、農地法第５条の規定による許可申請は、受付番号１番から７番の所有権移転に関する７件であります。農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。 受付番号１番と６番の２件の申請地農地区分は、農地法第５条第２項第１号イにあります、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため、「第２種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 次に、受付番号２番から４番の３件の申請地農地区分は、農地法第５条第２項１号イにあります、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、受付番号２番は、都市計画法第８条第１項第１号に規定されている、主として住居の環境を保護するための地域「第二種住居地域」に該当し、受付番号３番と４番は、住居の環境

事務局	を保護するための地域「第一種住居地域」に該当するため、「第３種農地」に区分されることから、農地法第５条第２項１号ロにも該当しておりません。 次に、受付番号５番と７番の２件の申請地農地区分は、農地法第５条第２項第１号イにあります、農用地区域内にある農地ではありませんが、農地法第５条第２項１号ロにあります、集団的に存在する農地、その他良好な営農条件を備える「第１種農地」であることから、不許可の事由に該当することになります。しかし、今回の申請は、農地法施行令第４条第１項第２号イ及び農地法施行規則第３３条第１項第４号にあります「住宅その他の申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続するもの」に当たることから、申請地は「第１種農地」でありますが、不許可の例外に該当しています。 また、受付番号５番の牛舎建築につきましては、農地法施行令第４条第１項第２号イにあります「申請に係る農地を農業用施設等に供するものである場合」にも該当することから、不許可の例外に該当しています。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番から７番の７件につきましては、許可要件を全て満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番から４番の４件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１１番	議案第１７０号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番から４番の４件でございます。 まず、受付番号１番について、受人は家族４人で両親宅に間借りしているが、中学校統合に伴い、小中学校に近い申請地に個人住宅を建築するため、申請するものであります。申請地に隣接する農地はなく、境界にはブロック積を行い、生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ流し、雨水も同じく道路側溝へ排水する計画であるため、転用により土砂流出及びその他の災害を発生させる恐れはありません。 次に、受付番号２番について、先ほど事業計画変更で審議しましたが、受人は４人家族で借家住まいのため手狭なことから、申請地に個人住宅を建築するものであります。周囲に農地はなく、境界にはブロック積をし、生活雑排水は合併浄化槽経由で道路側溝へ排水し、雨水も同じく道路側溝へ流す計画であるため、転用による土砂流出及びその他の災害を発生させる恐れはありません。 次に、受付番号３番について、受人は家族３人で借家に居住しており、手狭なことから小中学校の近い申請地

１１番	へ個人住宅を建築するため、申請するものであります。周囲には隣接する畑がありますが、既に個人住宅へ転用許可済であり、境界にはブロック積を行い、雨水は前面道路へ整備される排水溝へ流し、生活雑排水は下水道へ流すため、転用による土砂流失及びその他の災害を発生させる恐れはありません。 次に、受付番号４番について、受人は家族４人で借家に居住しており、手狭なことから申請地へ個人住宅を建築するため申請するものであります。周囲には隣接する畑がありますが、境界にはブロック積を行い、雨水は前面道路へ整備される排水溝へ流し、生活雑排水は下水道へ流すため、転用による土砂流失及びその他の災害を発生させる恐れはありません。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番から４番の４件について慎重審議してまいりましたが、農地法第５条の許可要件を満たしており何も問題ありません。本会議でのご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、大東地区委員会より、受付番号５番から６番の２件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
１３番	議案第１７０号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、大東地区は受付番号５番から６番の２件でございます。 まず、受付番号５番について、受人は酪農業を営んでおり、規模拡大のため申請地に牛舎及びバンカーサイロを建築する予定であり、また、既存の牛舎及び個人住宅二棟も合わせて申請するものであります。周辺には隣接する農地がありますが、農地より申請地が低い位置にあり、日照等の問題はなく、雨水については側溝を設置し、既存の排水路へ流す計画であります。家畜の糞尿については、牛舎北側に貯留槽を設置し、固形物はJA 堆肥センターへ搬出し、残りは飼料等の液肥として利用するため、転用による周囲への被害、土砂流失及びその他の災害を発生させる恐れはありません。また、生活排水については合併浄化槽を利用して既存側溝に排水します。 次に、受付番号６番について、受人は甘藷の加工販売等を行う農業法人でありますが、経営規模拡大に伴い既存の甘藷洗い場の裏手にある申請地を、コンテナ置場として利用したく申請するものであります。南側に隣接する農地がありますが、境界にはブロック積を行うため、転用による土砂流失及びその他の災害を発生させる恐れはありません。雨水は地下浸透で問題ないと考えます。 以上、大東地区委員会において、受付番号５番から６番の２件について慎重審議してまいりましたが、農地法第５条の許可要件を満たしており何も問題ありません。本会議でのご審議方よろしくお願いします。

会　長	次に、市木地区委員会より、受付番号７番の１件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。
２２番	議案第１７０号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、市木地区は受付番号７番の１件でございます。受人は山林の伐採、造林等を行う林業会社を営んでおり、現在は自宅兼事務所に作業車等を駐車しているが、道路が狭く大型機械の搬出ができないことから、申請地に新たに車庫建築及び重機・作業車・従業員駐車場として利用するため申請するものであります。南西側に水路を挟んで隣接する田がありますが、車庫建築に当たっては、境界から４ｍ離して建築するため、日照等の問題はなく、雨水については隣接する水路へ排水するため、転用による土砂流出及びその他の災害の発生の恐れはありません。 以上、市木地区委員会において、受付番号７番の１件について慎重審議してまいりましたが、農地法第５条の許可要件を満たしており何も問題ありません。本会議でのご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。これより、議案第１７０号、受付番号１番から７番の７件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１７０号、受付番号１番から７番の７件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１７０号、受付番号１番から７番の７件は、許可相当として、受付番号５番と７番の２件は、常設審議委員会へ意見聴取を求め、受付番号１番から４番と６番の５件は、意見を付して県へ進達いたします。
	農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案
会　長	次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、でありますが、審議に入ります前にあらかじめ、市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局	平成２８年８月分につきましては、串間市長より平成２８年８月２３日付で、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定が求められております。内容につきましては、議案第１７１号・所有権移転が１件・面積が１，０１８㎡であります。以上でございます。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。それでは、ただいまから市からの提案について、審議に入ります。
	議案第１７１号：農用地利用集積計画の承認について　所有権移転
会　長	議案第１７１号は、農用地利用集積計画の所有権移転の承認について、であります。それでは、議案第１７１号、受付番号１番の１件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１７１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は、受付番号１番の１件であります。この１件について、説明いたします。 「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、 第１号）　今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域自業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること。 第２号）　イ　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 第２号）ロ　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番の１件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、本城地区委員会より、受付番号１番の１件の調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。

１８番	議案第１７１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、本城地区は受付番号１番の１件であります。 この１件は、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、本城地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりでございます。 これより、議案第１７１号、受付番号１番の１件について、質疑に入ります。 質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案１７１号、受付番号１番の１件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１７１号、受付番号１番の１件について、承認して市へ通知します。
会　長	以上で、議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。